

○ デジタル庁
総務省 令第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第四十五条 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〜五 略〕

六 雇用保険法施行規則第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百十条の第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第一百八条の第二十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第二百二十五条第八項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第十三項の成長分野人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十九条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十九条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務

第五十五条 法別表第一の七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第十一条の被保険者の資格の取得の申出の受理、その申出に係る事実についての審査若しくはその申出に対する^{〔八・九 略〕}応答又は当該資格の確認に関する事務

二 独立行政法人農業者年金基金法による保険料の額の特例に係る申出の受理、その申出に係る事実についての審査若しくはその申出に対する^{〔八・九 略〕}応答又は当該特例の適用を受ける資格の確認に関する事務

三 独立行政法人農業者年金基金法による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくはその請求に対する^{〔八・九 略〕}応答又は当該給付の支給に関する事務

四 ^{〔八・九 略〕}

五 独立行政法人農業者年金基金法による給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査若しくはその届出等に対する^{〔八・九 略〕}応答又は当該給付の支給に関する事務

六 ^{〔八・九 略〕}

七 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。以下この条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（以下この条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。）による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくはその請求に対する^{〔八・九 略〕}応答又は当該給付の支給に関する事務

〔八・九 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

第四十五条 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〜五 同上〕

六 雇用保険法施行規則第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百十条の第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第一百八条の第二十一項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十九条第十八号の障害者雇用安定助成金、雇用保険法施行規則第二百二十五条第八項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十九条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務

第五十五条 法別表第一の七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第十一条の被保険者の資格の取得の申出の受理、その申出に係る事実についての審査若しくはその申出に対する^{〔八・九 略〕}応答に関する事務

二 独立行政法人農業者年金基金法による保険料の額の特例に係る申出の受理、その申出に係る事実についての審査若しくはその申出に対する^{〔八・九 略〕}応答に関する事務

三 独立行政法人農業者年金基金法による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくはその請求に対する^{〔八・九 略〕}応答に関する事務

四 ^{〔八・九 略〕}

五 独立行政法人農業者年金基金法による給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査若しくはその届出等に対する^{〔八・九 略〕}応答に関する事務

六 ^{〔八・九 略〕}

七 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。以下この条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（以下この条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。）による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくはその請求に対する^{〔八・九 略〕}応答に関する事務

〔八・九 同上〕

附 則

この命令は、公布の日から施行する。